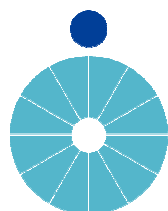


学校における医療的ケアの必要な児童生徒等 への対応について

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校における医療的ケア・教員等が行うことのできる医療的ケアの内容と範囲

- いわゆる「医療的ケア」とは、法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。
- 医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

医行為

医師の医学的判断及び技術をもってするのではなくれば人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはいけない。

学校における医療的ケア

特定行為（※）

- ・ 口腔内の喀痰吸引
- ・ 鼻腔内の喀痰吸引
- ・ 気管カニューレ内の喀痰吸引
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・ 経鼻経管栄養

※認定された教員等が登録特定行為事業者において実施可

特定行為以外の、学校で行われている医行為（看護師等が実施）

本人や家族の者が医行為を行う場合は違法性が阻却されることがあるとされている。

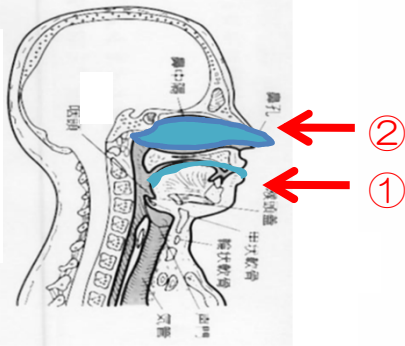
学校における医療的ケア及び教員等が行うことのできる医療的ケアの内容と範囲

教員等が行うことのできる医療的ケア（特定行為）の内容と範囲

喀痰吸引（たんの吸引）

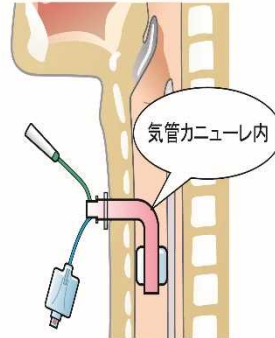
筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

①口腔内 ②鼻腔内



教員等によるたんの吸引は、咽頭の手前までを限度とする。

③気管カニューレ内

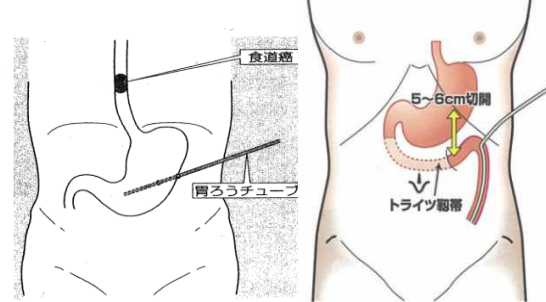


教員等によるたんの吸引は、気管カニューレ内に限る。カニューレより奥の吸引は気管粘膜の損傷・出血などの危険性がある。

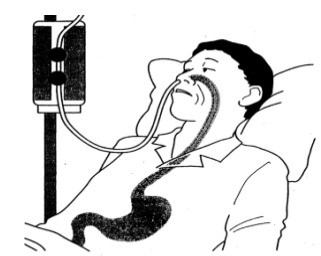
経管栄養

摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入する。

④胃ろう又は腸ろう



⑤経鼻経管栄養



胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、看護師等が行う。

行為にあたることの留意点

留意点は「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年11月11日 社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知）より要約

学校における医療的ケア及び教員等が行うことのできる医療的ケアの内容と範囲

学校において行われる医療的ケアの例

医療的ケアの例	
栄養	<ul style="list-style-type: none"> ●経管栄養（鼻腔に留置されている管からの注入） ●経管栄養（胃ろう） ●経管栄養（腸ろう） 経管栄養（口腔ネラトン法） IVH中心静脈栄養
呼吸	<ul style="list-style-type: none"> ●口腔・鼻腔内吸引（咽頭より手前まで） 口腔・鼻腔内吸引（咽頭より奥の気道） 経鼻咽頭エアウェイ内吸引 ●気管切開部（気管カニューレ内）からの吸引 気管切開部（気管カニューレ奥）からの吸引 気管切開部の衛生管理 ネブライザー等による薬液（気管支拡張剤等）の吸入 経鼻咽頭エアウェイの装着 酸素療法 人工呼吸器の使用
排泄	導尿（介助）
その他	

●：特定行為

学校における医療的ケアの実施について

※「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（平成23年12月20日 23文科初第1344号初等中等教育局長通知）」「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議報告書（平成23年12月9日）」より要約

<特別支援学校における特定行為>

- 看護師等の適切な配置を行うとともに、主治医等からの指示書のもと、看護師等を中心に教員等が連携協力して特定行為に当たること。児童生徒等の状態に応じ、必ずしも看護師等が直接特定行為を行う必要がない場合であっても、看護師等の定期的な巡回等、医療安全を確保するための十分な措置を講じること。
- 特別支援学校において認定特定行為業務従事者となる者は、医療安全を確実に確保するために、対象となる特定の児童生徒等の障害の状態等を把握し、信頼関係が築かれている必要があることから、特定の児童生徒等との関係性が十分ある教員が望ましいこと。また、教員以外の者について、例えば、同様の関係性が十分認められる介助員等の介護職員が担当することも考えられること。
- 教育委員会の総括的な管理体制の下に、特別支援学校において学校長を中心に組織的な体制を整備すること。また、医師等、保護者等との連携協力の下に体制整備を図ること。

学校における医療的ケアの実施について

※「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（平成23年12月20日 23文科初第1344号初等中等教育局長通知）」「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議報告書（平成23年12月9日）」より要約

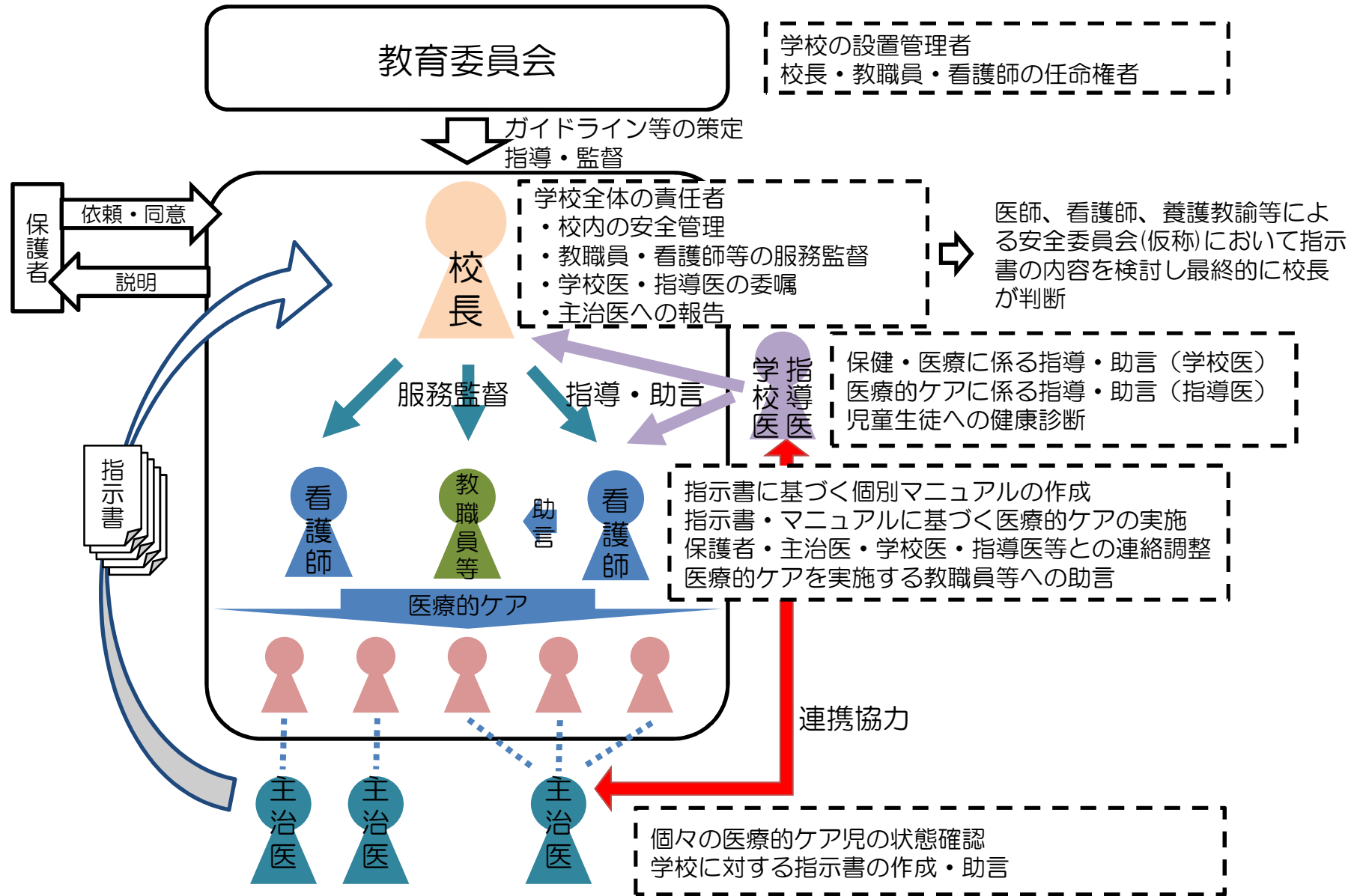
<小中学校等における特定行為>

- 原則として看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教員等がバックアップする体制が望ましいこと。
- 児童生徒等が必要とする特定行為が軽微でかつ実施頻度が少ない場合には、介助員等の介護職員について、特定の児童生徒等との関係性が十分認められた上で、その者が特定行為を実施し看護師等が巡回する体制が考えられること。
- 教育委員会の総括的な管理体制の下に、各学校において学校長を中心に組織的な体制を整備すること。また、医師等、保護者等との連携協力の下に体制整備を図ること。

<特定行為以外の医行為>

- 特定行為以外の医行為については、看護師等が行うものであるが、教育委員会の指導の下に、基本的に個々の学校において、個々の児童生徒等の状態に照らしてその安全性を判断しながら、対応可能性を検討すること。その際には主治医又は指導医、学校医や学校配置の看護師等を含む学校関係者において慎重に判断すること。

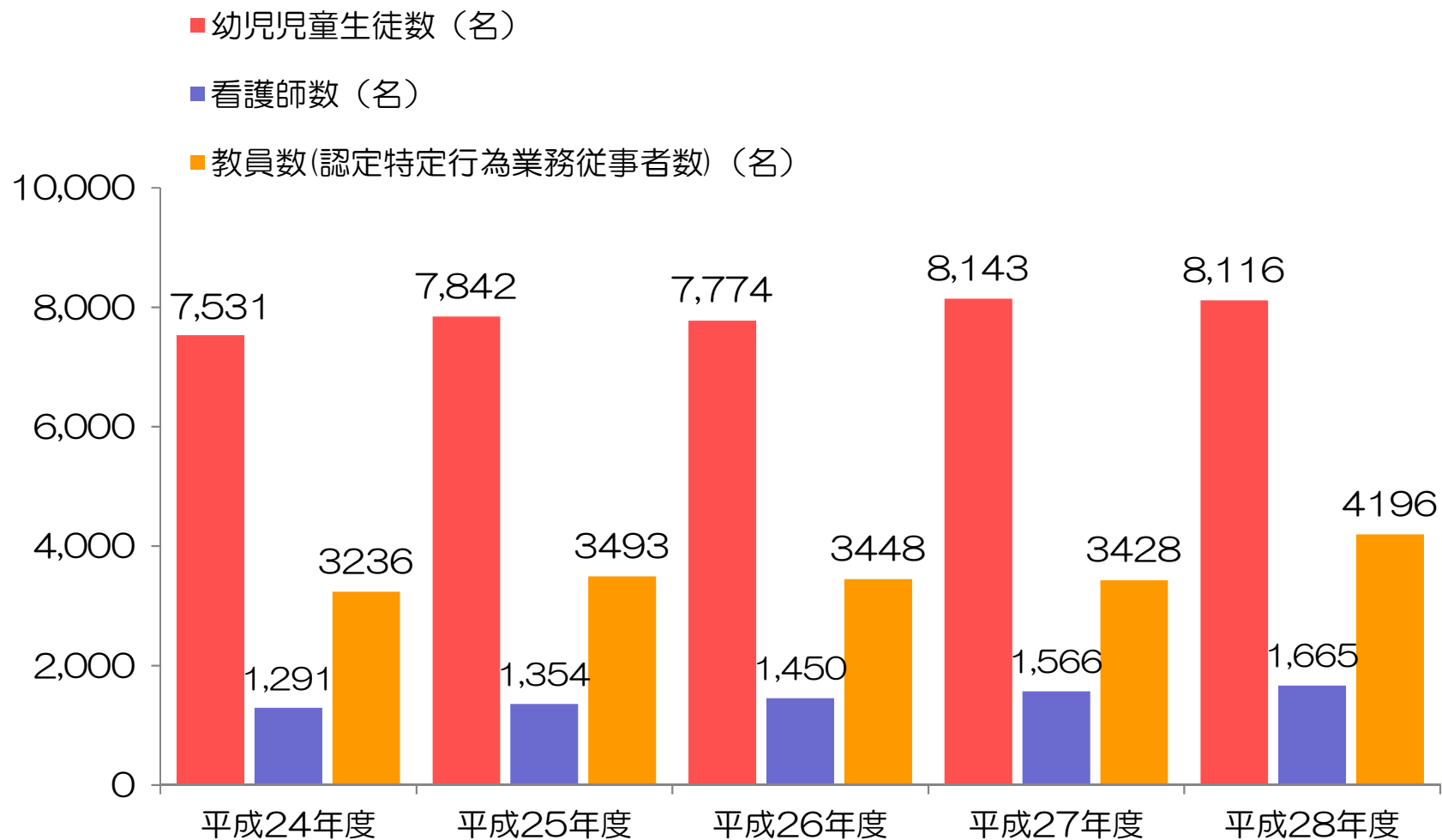
医療的ケアの実施体制(特別支援学校の例)



学校において医療的ケアが必要な児童生徒等の状況【公立特別支援学校】

【文部科学省調査結果より】

(特別支援学校)

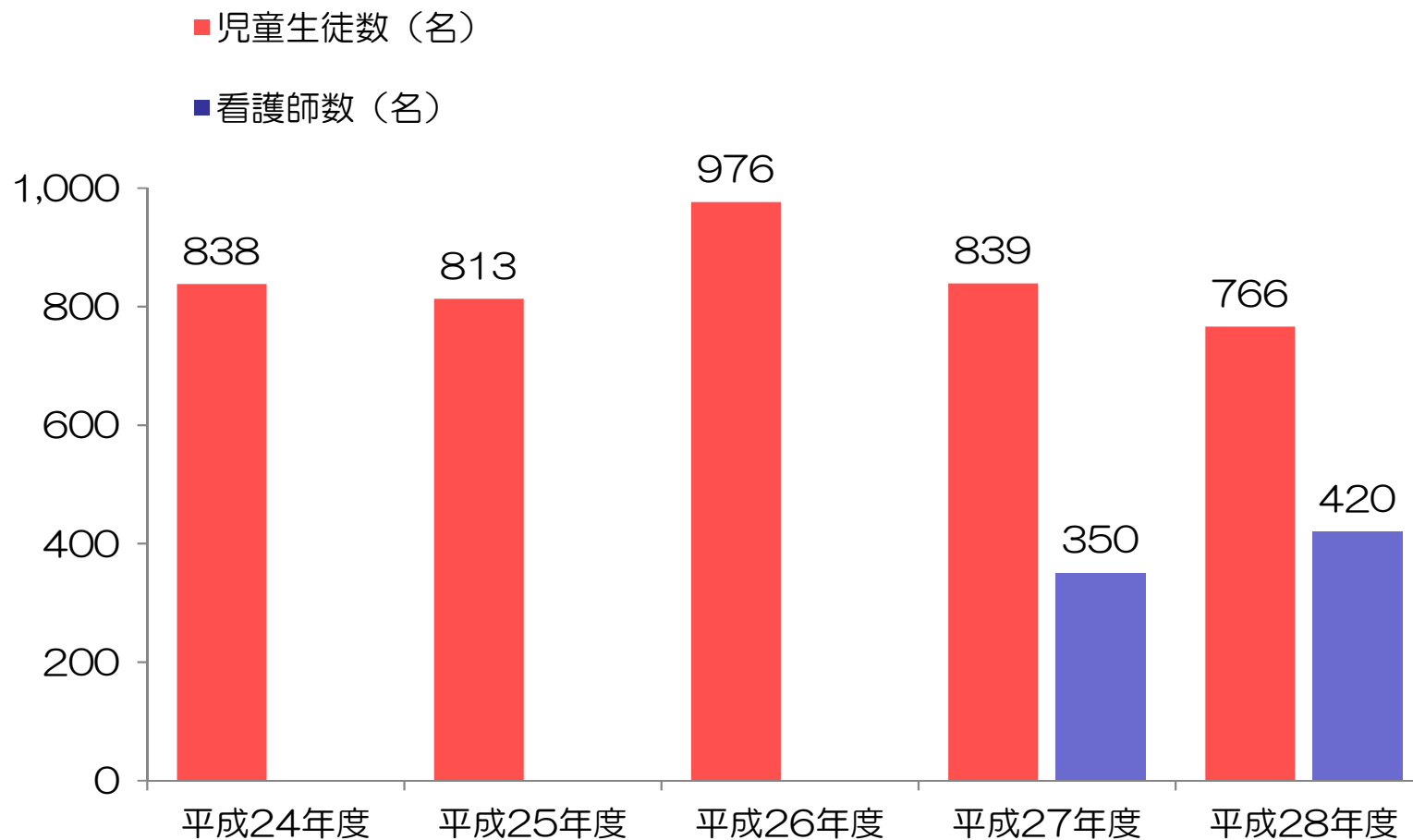


※看護師数及び教員数については、25～27年度は9月1日現在。
平成28年度は年度中に医療的ケアを実施する者（予定を含む。）

学校において医療的ケアが必要な児童生徒等の状況【公立小・中学校】

【文部科学省調査結果より】

(小・中学校)



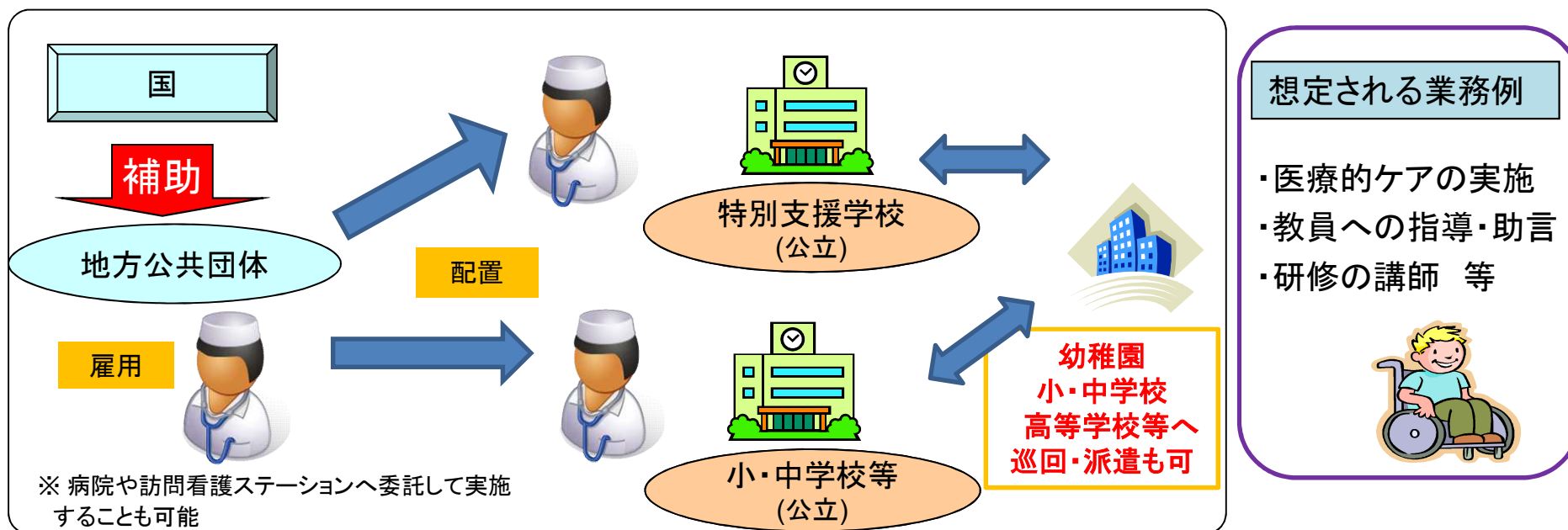
※ 看護師数は平成27年度から調査。

医療的ケアのための看護師配置事業（切れ目ない支援体制整備充実事業）

平成 30年度概算要求額 1,050百万円（平成29年度予算額 840百万円）

近年、学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。

これらの児童生徒等の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等行う。



補助金概要

- ◇補助率：1／3
- ◇配置人数：1,500人（平成29年度：1,200人）
- ◇補助対象経費：看護師の雇用に係る報酬、共済費、旅費等

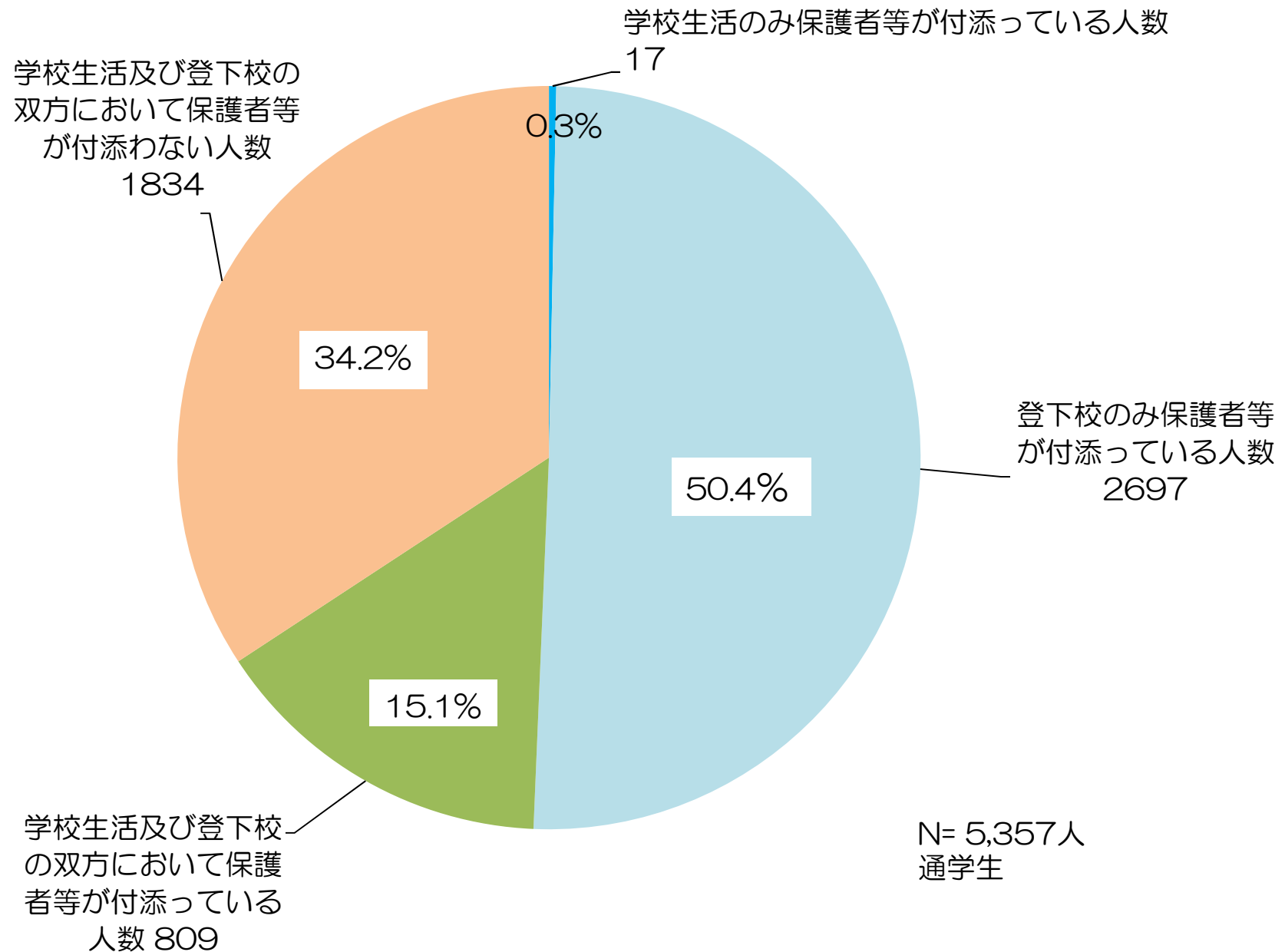
文部科学省

補助

◇都道府県・市区町村
※平成29年度より、市区町村についても、間接補助ではなく、都道府県に事務委任し、直接補助。

特別支援学校の学校生活及び登下校における保護者等の付添い人数

【文部科学省調査結果より】



特別支援学校の学校生活における付添いの理由

【文部科学省調査結果より】

①看護師が学校にいないため、保護者等が付添いをしている

30

②看護師はいるが常駐ではないため、保護者等も連携して対応している

27

③看護師は常駐しているが、保護者等の希望により付添いをしている

28

④看護師は常駐しているが、学校等の希望により保護者等が付添いをしている

450

⑤保護者等が登下校の付添いを行っており、保護者の希望により、学校生活においても付添いを行っているため

105

⑥看護師や介助員等は常駐しているが、⑤以外で、保護者等の希望があるため

33

⑦その他

156

N=829
複数回答可
任意回答

・人工呼吸器を使用している場合は、看護師では対応できないため、保護者の付き添いが必要。
・学校での医療的ケアは看護師及び担任が実施できるようになっているが、児童の体調に配慮して保護者に付き添ってもらっている。等

・医療的ケアを第三者に託すことに対する不安があるため。等

・気管切開の手術を行ったばかりで、保護者と一緒に実態把握を行う必要があるため。等

学校における医療的ケア実施体制構築事業

平成30年度概算要求額63百万円(平成29年度予算額 45百万円)

医療技術の進歩等を背景として、例えば、**酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為**が必要な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。

学校において、こうした高度な医療的ケアに対応するため、**医師と連携した校内支援体制の構築**や、**医療的ケア実施マニュアル等の作成**など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会・市町村教育委員会 ◆委託箇所：17地域

学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業 (対象校：公立特別支援学校及び小・中学校等)

- 医療的ケアに精通した医師を指導医として委嘱し、校内支援体制の充実を図る。
 - ・学校巡回指導
 - ・校内医療的ケア運営委員会での助言
 - ・医療的ケアに関する相談に対する助言等
- 人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制にに応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。
- 検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケア等に対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成。
教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。

